

区庁舎駐車場等あり方懇談会設置要綱

制定 平成 19 年 11 月 30 日 市地施第 353 号（局長決裁）

（設置）

第 1 条 区庁舎駐車場及び市庁舎駐車場（以下「区庁舎駐車場等」という。）について、有料化を視野に入れたあり方を検討するため、区庁舎駐車場等あり方懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 区庁舎駐車場等のあり方に関する事項
- (2) 有料化における課題等に関する事項
- (3) 市民意見の把握に関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

（組織）

第 3 条 懇談会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 横浜市消費生活推進員区代表から選出された者
- (3) 横浜市町内会連合会から選出された者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 懇談会の委員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

（座長）

第 4 条 懇談会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、懇談会の会務を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会の進行は、座長が行う。

3 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、懇談会が認めた場合、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、市民活力推進局地域施設課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初の懇談会は、事務局が招集する。